

よつて直近上位ということになると、高等学校の資格を持つていて、中学に行つた者はそこでストップを食う。切つかれたときに新しくこれからスタートする者について、あなたがおつしやるような点があるならば、一応考えるといひまして、現に六・三・三の学制改革のあつたときに、そういうふうになつていた現実を、この附則第二項においてはまったく無視をして、やはり高等学校は中学よりはいひのだといふことになるならば、せつかくの学制改革がまったく無意味になるのではないか、こういう点が非常に懸念されるのでございしますが、附則第二項について、どうしてこういう取扱いになつたのか、そういう実態についてお考えが及ばないものか、その点についてお尋ねをいたします。

○赤城委員 御指摘のような事実はあると思つております。この俸給表を一般俸給表から特別俸給表に移すにあたりまして、何にいたせ現行法のもとで、すなわち十五級の中で、この俸給表を特別俸給表へ切りかえるということとでありますので、一般公務員との均衡等も考えられまして、大きな変更といひますか、改正をすることは差控へなくてはならぬ。こういうことで最小限度に職域の差を認めまして、高等学と中小学校との俸給の間に、多少の差異を認めたのであります。そういう関係でありますので、ただいま御指摘のような中等学校、小学校等におきまして、優秀なる人々がそこへ入つてゐる、それに対してわれわれも十分に考えなくてはならぬ。また考へては見たのでありますが、この俸給表の申味におきまして、それまでを入れて行きま

すと、さらに段階がついて来ることになつて、一般公務員との均衡を破ることになつてはいかかと思ひましたので、考へておりましたが、その点までは及びませんで、この点につきましては経験年数とか、その他細則におきまして考慮する余地は残つておる。こういうふうにして考へてゐるわけでありま

す。○横路委員 そうすると今の点は、勤続年数その他において考慮する余地が残つておることになると、その考慮する余地とはどういう意味でございましょうか。それはこの案を提出されまして方々のうちで、あつた、委員長からお話のございました質疑を打切つて討論、採決という直前にでも、あらためて修正案を出しになるのか、それともこの中学校、小学校の教育職員級別俸給表の中に何か別な解釈でもつて、今私が話したような内容について、は、それらの資格等において、高等学校職員とかかわりないものについて、は、附則第二項を使つて切りかえるというのか、考慮する余地があるという点については、重大な問題でございすから伺ひますが、考慮する余地という点について提案者としてはどういふようにお考えなのか、その点お聞かせ

いただきたい。○赤城委員 この法律の直接の適用によつて考慮する、あるいはこれを修正してという意味ではありませんが、人事院の扱いにおいてそういう余地がある、こういうふうな考へておるわけ

でございます。○横路委員 今の提案者の御説明が、ちよつと了解できないのですが、この法律案の中の、俸給切りかえ表の中では

措置ができないけれども、今私が話をしたのについては、人事院では何らかの措置ができるということになるかと、これは三派の共同改正案といひますか、それと別にまた人事院で給与準則でもつづつて、これを根本的に修正するものであるのか。人事院で考慮するであろうという内容について、ちよつとわかりかねますので、いま一つ御説明願ひたいと思ひます。

○赤城委員 私から申し上げるまでもなく、教職員の給与は、職階制度などありませんし、局長とか課長とか、こういう制度もありませんから、人事院の規則等に譲つて、そこに適当に今までも格付基準のようなものができておりましたし、あるいはまた経験年数等の算定等の比率なども、人事院規則に譲つてあつたわけでありまして、そういう諸般の考慮からいへば別個にここに高等学校の人だけがこの法律によつて一号だけよくなるということであるが、中等学校に残つておる者との均衡がとれないというような場合がありま

すならば、人事院の方でも考えることになりはしないか、これは先のことでありますので、ここで私がはつきり申し上げるわけにも行きませぬけれども、そういうところへ行くであろう、また行くべきだといふふうな考へておるわけでありまして。

○滝本政府委員 ただいまお話がございしましたが、かりにこの法律が通つたといひますれば、人事院としては実施の責任があるわけでありまして、しかしながら、この法律が通つた場合には、やはりこの法律に書いてあることが実施されるということに、最高意思決定があつたわけでありまして、そ

の線に従つてやらざるを得ぬのではなからうかと考へるわけでありまして。従ひまして、この法律を実施する場合におきましては、やはり一定の制約のわくがありまして、この法律に考えられ

ておる精神と反したようなことを人事院でやるということとは、事実上できないのであります。ただ実施の際には、ほんのわずかの部分につきまして、是正の措置を講ずるという程度のことならでき

るであらう。かように考へます。○横路委員 給与局長にお尋ねしますが、問題は今具体的にいつておる。どういふように具体的にいつておるかといふと、前の教職員に関する俸給は、あなたも御存じのように小学校、中学校、高等学校というのとは同一学歴、同一勤続年数は同じであるという基本原則に立つておる。この改正案は基本原則がくずれておる。こういう基本原則のくずれ方は、今までのあなたの方でやつておられる国家公務員に対する格付等においても、こういうやり方はないのです。労働省でも、通産省でも、農林省でも、みんなそこにおける課長は

何級の何号と明らかにきまつておる。決して労働省だから通産省よりも低いということはない。ところがこれは明らかに中学校は高等学校よりも格付は下だとなつておる。今あなたが言つたように、改正案において細部にわたつて書いてある。中学校において高等学校と同じ学歴、同じ勤続年数を持つた者は、附則の第二項において今までの基本原則が破られておる。切りかえの際において高等学校職員等において、直近上位に切りかえることができるとなつておる。この場合に、今提案者にお聞きしてゐるのは、高等学校長

が、いわゆる学制改革の新制中学を重んずるといふ立場において、中学校の学校長に転出した者がたくさんある。教官においてもたくさんある。それを人事院の何の規則でそういうことをやるのか。その点について今提案者は人事院規則に譲りたいと言つておる。それがあなたの方でできるかできないかを、抽象的な話でなく、具体的にあなたにお尋ねしたい。

○滝本政府委員 私もただいま御説明申し上げましたことを繰返すだけでございしますが、すべて仮定に立つた話でありまして、この法律が通つたといひましたならば、この法律に盛り込んでおるところを実施するということ以外になからう、それ以外に人事院の別のもの考へ方を、これにつけ加えてやるということとはできがたいことであらう、このように考へます。そのことを申し上げたのであります。

○横路委員 提案者の方にお尋ねしますが、私は今給与局長の言ひ通りだと思ひます。これは決して骨子だけを書いたものでなしに、改正案である。しかも細部にわたつて書いてあるの

で、提案者は私の今申しました点については同意なさると思ひます。そうならば、この点については、少くとも附則のところに明確に載せなければ、人事院において一万五千四百八十円のペー

にその点についてお話ししたかと思ひ、こう思ひますので、その点に関する質問は資料が来てからに譲りたいと思ひます。

引き続きまして提案者に質問いたしますが、この職域差という点について、今回のこの改正案はそれを認めているのだ、こういうお話でございます。そこで私は提案者の方の改正法案をきめける根本的な立場が、この問題ではつきりして来ると思うのでございます。そこで提案者にお尋ねしたい点は、高等学校の教育に携わつた場合と、中学校、小学校の教育に携わつた場合と——いわゆる高等学校の教職員に対しては中学校、小学校の教職員よりは特別な俸給表をつくらなければならないという、その職域差についてどういう差があるか、おそらくこの俸給表をお考えになる以上は、いろいろな点についてやはり算定されて、この号俸を定められたものと思ひますので、その職域差についてどういふ点が、具体的な職域差であるというのか、その点提案者にお聞かせいただきたいのであります。

○赤城委員　横路さんも御承知の通り、学校教育法によりますと、これは前から繰返しているのですが、小学校におきましては普通教育、中学校においては中等教育、それから高等学校においては高等普通教育、こういうことになつておりますが、高等学校には特に目的が付記されておりました、専門的な教育もしくもやならぬ、こういうことが目的として書かれておるわけでありまして。そういう点から見ましても、教育の尊い、か尊くないかという問題は別といたしまして、現実の問題として、標準の教員の人々をとつてみれば、

ば、やはり高等学校の方が学校教育法に規定されておる通りに、専門教育もよいにしなければならぬというような形になつており、中等学校の教員の人は、全部高等学校の教員になれるかということで見ても、これは免許法の関係もありまして、事実上の問題としてなかなか困難だ、また高等学校の先生方が、小、中学校の先生になるということになれば割合に、これは能力にもよりましうけれども、教えるやすい、こういうような現状でもありますからそういう点から考えまして、この高等学校と中小学校との間に、多少の職域における内容を異にする。こういうふうに見ましたので、従つて、俸給表におきまして多少の差を認めるべきだ、こういうことで俸給表をわたしたのであります。

○横路委員 今のお話で、先ほどの附則の第二項との関連において、やはりどうしても了解できませんのは、今提案者の方は重ねて免許法の問題を取上げておられるわけですが、私も、小学校教員の免許状を持つていて、決してそれが高等学校を教えられるとは思つていないわけですが、また中学校の免許状だけで、高等学校を教えられるとは思つていないわけですが、だだ、私があなたにお尋ねしたい点は、もしも同じ大学を卒業し、同じ経験年数を持ち、しかも同様に同じ高等学校の免許状を有している場合、その者は一体どうなるかということなんです。ですから、たとえ今日の高等学校においては、当然それは高等学校の免許状を持つていなければならぬし、また当然その者はいわゆる大学を出ていなければならぬので、その者がいわゆる新制中学や

高等学校だけを卒業して勤められるわけはないのですから、そういう意味の俸給の違いというものは、当然私たちが

も、今日の職階制における学歴及び勤続年数という点からいつて認めるわけなんです。今お話し上げたように、いわゆる同じ学校、同じ勤続年数、同じ免許状を持つていて、ただ勤める場所が高等学校、勤める場所が中学校という違いだけで差をつけることになる、これはどうしても私たちがしてはその点がふに落ちないわけなんです。だから提案者の方が、いや免許状などは関係ないんだ、何でもいから高等学校に勤めていれば、中学校よりはいい俸給が与えられるのだ、こういうことを言うならば別なんです。今お話のように、免許状云々ということになると、どうも話が違つて来るのではないかと。やはり先ほどの附則の第二項の点が問題なんです。この点は、今のあなたのように、職域差というものを免許法との関連において御説明になりますと、どうもその点が納得できないのですが、その点もう一度お聞かせ願ひたい。

○赤城委員 それでは免許法の問題は除いて、先ほど申し上げました第一の問題、それ、学校によつて目的が違つておるといふことで申しますが、小学校においては普通教育、中学校においては中等普通教育、高等学校においては高等普通教育と、そのほかに専門的な教育を施す、こういうことに学校教育法がなつておられますので、そういう関係から見まして、高等学校の教員には普通の中小学校の教員より以上の負担がかかつておるといいますか、そういう関係から、職域が違つてお

る、こういうふうに見ておるわけでございます。

○横路委員 そうすると、ただいまのお話で、中学校に勤めている者が、高等学校の免許状を持つていてもそういうものは関係がないのだ、結局問題は高等學校に勤めているか、中学校に勤めているかという、その職域の差が問題なのであつて、従つて同じ大学を出、同じ勤続年数で、同じ免許状を持つていても、勤める場所が違ふから、俸給に差があることは当然なんだ、こういう意味でございましょうか。

○赤城委員 免許状にまた触れますが、同じ学校を出しても、中学校においては二級免許状だ、高等学校では一級免許状だ、こういうふうに免許状にも差が出ておるといふことが、職域の違ひという一つの例である。まあこういうことに申したので、職域を認めるとするならば、中小学校及び高等学校の教育目的が違つておる、普通の教育の上に高等学校は専門教育を施さなくてはならぬ、こういうことだから職域が違つておる。ただ単に漠然とどこへ勤めたから俸給がいい、どこへ勤めたから俸給が悪いというわけではありませぬので、そういう職域の差を認めるから、初めてそこに一号ぐらいの俸給の差を認めていい、こういうふうな考えなのでございます。

○横路委員 もう一度お尋ねします。実は私が聞いておるのはそうではないのです。同じ学校を出て、同じく高等学校の免許状を持つていて、そうして一方は高等学校に勤め、一方は中学校に勤めたという者が現にあるわけですから、今日いわゆる職階制を貫いている基本的な原則は、やはり同一学校、同

一勤続年数、いわゆる免許状をもちという点についても、やはりそれ本人の努力もあつたと思ふのです。

ところがこの方は、同じ立場で、ただ勤める場所が片方は高等学校、片方は中学校ということ、そういうふうに俸給の差があるというものは一体どういふわけか。私が提案者にお尋ねしたのは、そうすれば、そういうことはまったく無視して、ただ高等学校にいたらずで、中学校にいたらずなんだというように解釈されますが、もしもそうでなしに、提案者の方がお話のように、同じ学校を出てしかも同じ免許状を有するに至る本人の努力というもの、同じに認められるという基本的な立場に立つならば、高等学校にいたらずで、中学校にいたらずで、同じでなければならぬ。その点がこの点ではまったく触れられていないので、この点がどうしても片手落ちだと思ふのでございまして、その点について、提案者の方で、いや、何と言つても勤めておる学校で勤めるのだということであれば別ですが、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○赤城委員 職域の差を認めておられますので、同じ免許状を持つておつて、片方は高等学校、片方は中学校という場合に、免許状が同じだから中学校におつても高等学校の俸給を出すべきだと、こういうわけにはもちよと考へられないのです。職域差を認めておられますので、同じ免許状である場合におきまして、高等学校におれば高等学校の方が途中から一号上る、こういうふうな立案してあります。これは、職域差を認めている結果、どうもそうならざるを得ないのであります。

○横路委員 大分話がわかつて来ましたが、先ほどまでは大分免許法の違いだ、免許状の違いだということであつたのですが、だん／＼お聞きしましたら、そういうものとは関係なしに、ほかの条件は別にして、ただ高等学校に勤めているか、中学校に勤めているか、小学校に勤めているかという学校の職域差だ、こういうわけなんです。そこで私は給与局長にお尋ねしますが、同じ大学を出て、同じ勤続年数で、同じように勤めているという場合、同じ勤続年数、同じ学歴で違いがあるというふうな俸給表は、人事院の方ではそういう例がほかにあるかどうか、あつたらひとつお知らせ願ひたい。

○滝本政府委員 今具体的に農林省なり労働省なりという例が出ましたが、これは給与法におきまして、同一学歴でありまして、それを行政職あたりにとりまします場合、これは初任給は同じになつております。それから昇給の制度も同じになつております。ただ、しいて申しますならば、級別定数というふうな制限がございまして、そういう制限によりまして若干の差が出て来ることはあるかと、このように考えます。

○赤城委員 今のお話のように農林省に勤めたから、人事院に勤めたから、こういうことは差別はないと私は思います。一般俸給表の適用を受けておるのではありませんが、特別俸給表の適用を受けるということになれば、これは違つて参ります。御承知の通り税務職員とか、警察職員とか、船員とか、こういう特別俸給表の適用を受けるというふうになりますと、その点が一般の俸

給表の適用を受ける者とは違つて来る。今度提案いたしましたのも、特別俸給表として提案したのであります。で、一般俸給表のわく内における考え方とちよつと違つておりますので、その点はひとつ御了承願ひたい。

○横路委員　そうすると提案者の方にお尋ねをいたしますが、今の特別俸給表で、警察官であるとか、あるいは端的に言えば癪病患者を取扱つておるところの職員であるとか、こういう人々は、特別俸給表なのですか。やはり警察官という場合には、自分の生命に危険があるのですし、また伝染病その他に携わつてゐる人々の中には、そういう点もございましょうが、しかし学校教育というものは、いわゆる本質的に小学校、中学校が一つ、高等学校を別にしてございまして、今のいわゆる高等の普通教育、そのほか専門教育、中学校の場合には中等の普通教育といふことがございましょうが、そのことといふゆる警察官等の特別俸給表とは、私は意味が違ふのではないかと思ふのでございまして。その点私の給与局長に対する質問に関連いたしまして、お話がございました特別俸給表が警察官、その他にあるということになつて来ますと、どうも私としては教育の本質という点からいつて小学校、中学校、高等学校、特に私がお尋ねしておるの、その学歴を無視してやれとか、そういうことは毛頭言つていないのです。私は同じ学校を出て、同じ免許状を持つてゐる者が、ただ高等学校と中学校に在るからといふことで、差をつけられるといふことは、教育の本質からいつて違ふのではないかといふことが私の考えであり、その点について

てできますれば提案者の方で修正をしてもらいたいと思つておるのですが、しかし今の警察官の特別俸給表等との比較では、話が違つて来はしないかといふふうに思われるのですが、その点いかがでしょうか。

○赤城委員　私からこういうことを申し上げるとおしかりを受けるかも知れませんが、とにかく特別俸給表をつくるのには、特別俸給表をつくる理由がそれ／＼あると思ふのです。警察職員に対して特別俸給表をつくるのには、警察職員に対する特別の事情がある、税務職員なら税務職員に対しては、特別俸給表をつくるそれ／＼の理由がある。教育職員につきましても、これは警察職員や税務職員等が特別俸給表をつくらなければならぬ理由とは違つた意味におきまして、やはり特別俸給表をつくるべきではないか。これは十三級なら局長だとか、十一級なら課長だとか、こういうようなわけができて、教諭は何級なら何級までという形になつておりました、一般俸給表を適用するのには、まことにそぐわない点がある、こういうようなことから教育職員なら教育職員独自の俸給表をつくるということについて、その理由が警察職員の特別俸給表をつくるのと違つておると思ひまして、特別俸給表をわけたのであります。ことに給与法でも御承知の通り、教育職員につきましましては特別俸給表をつくれ、こういうことはもう横路さん御承知の通り前々から言われておるし、給与法の中にもその規定があるのでございまして、そこでしからは特別俸給表をつくつて、高等学校と中学校とをわけた理由はどこにあるか、こういうことだと

思ひますが、これは先ほどから何回も申し上げましたように、職域の差を私どもとして認めますので、どうも認めたい以上は俸給表を異にするといふことに行くの筋道だ、こういうふうな考へております。

○横路委員　給与局長にお尋ねいたしますが、今度一万五千四百八十円のペー・スについての勧告とあわせて、給与準則についても勧告があつたのです。が、あの給与準則の中に――私は詳細に見てはおりませんけれども、しかし今まで浅井人事院総裁のお話などを聞いておきますと、学校教職員に対して、やはり世間で言う三本建といふようなものについては、一応あの中で考慮はしてゐるが、しかしその中で基本的なものとして、いわゆる同一学校、同一学歴、同一勤続年数の者について、これは小、中、高等学校を問はず、同じ俸給を受くべきだといふように定めてあるはずであります。それに間違ひございせんか。その点について、定めてあるかどうかといふ点が一つ。私は定めてあると思ふのですが、定められた場合における人事院の物の考え方についてお尋ねいたします。

○滝本政府委員　仰せの通りでございます。人事院といたしましては、教員の俸給表を勧告案のようにつくつておるわけでございますが、これは大体中、小学校の一般普通免許状と高等学校の二級普通免許状、これは大体同程度の学歴で、単位の数も同じで、その単位の内容は違ひがありましようが、大体同様と見てよろしいといふこと、そういう場合には初任給は同じにしておきます。それからまた昇給制度でございますが、これはあに教員だけ

でございせんので、公務員の一般の職域におきまして、すべて通し号俸によりまして、たとえば三十八号までは六箇月昇給、六十号までは九箇月昇給、その上はさらに一年間を昇給に要する、こういうふうな定めておるわけでございます。その点ばかりではないのでございまして。そういうことで、人事院の教職員の俸給表をきめておるわけでございます。

○横路委員　給与局長に重ねてお尋ねしますが、同じ学校を出て、すなわち同じ学歴、同じ勤続年数を持つておるもの、これは主として高等学校と中学の場合です。高等学校と中学の場合に、給与局長からお話がありましたように、高等学校と中学校を職域差といふ言葉でお話がありました。が、そういう差をつけなくて、学歴、勤続年数、免許状が同じであれば、同じ俸給を受くべきであるといふその考え方は、人事院としては、どういふ点から、どういふところからか、この改正案から上なんだ、中学は名のごとく中だから、まん中だから下だ、こういうふうにとられておるようなのですが、その点は人事院としてなぜそういうふうに学歴、勤続年数、免許状が同じ場合に、同じにされたのか、人事院としての考え方を聞かせたいでございます。

○滝本政府委員　現行給与法におきまして、大体同様の措置がとられておるのです。これはまた文部省の文部政策といつたにしても、大体そういうふうにするのがよろしいといふように、たび／＼承つております。またわれわれが教育職員免許法、それから教育職員免許法というふうなものを通し

て見ましても、そういう扱いをするのが適当であらう、こういうふうに考へておる次第であります。

○横路委員　今の給与局長のお話の中に、やはり準則を出される前に文部省とお話をして、大体文部省としても人事院で給与準則を出された、あれはまあ妥当じゃないかというお話のように私は今聞いたのですが、その点もう一度どの程度お話し合いがあつたものか、お聞かせいただきたいと思います。

○滝本政府委員　私は文部省がどういふことを言つたといふことを、この際詳細に申し上げることが適当でないといふふうに考へておるのであります。が、大体において文部省から数次にわたりまして、いろいろ御意見が出てゐることはあるわけでありまして。時間的経過がありますから、その後のことはよくわかりませんが、われ／＼が文部省からいろいろと御連絡を受けました大分前の話でございますが、その当時にございましては、主たる点においてはあまり相違はなかつたんじゃないかと、このように考へております。

○横路委員　提案者の方にお尋ねいたしますが、先ほど要求しました委員に配付される資料は、あすになるのございましょうか。

○川島委員　それは専門員につくるように命じました。明朝になります。

○横路委員　それでは私はそれについてから、質問を続行するようないたしたいと思ひます。それでは私は明日配付になりました二千九百二十円が定められた場合の、いわゆる今日の高等学校の職員が、不当な待遇を受けておつたといふ点について資料を出していただき、あわせて御説明をいただい

て、なおそれについて質問いたしたいと思ひますから、きようのところはこれで保留いたします。

○櫻井委員 それでは提案者に御質問いたしますが、大分提案の趣旨がはつきりして参りました。昨日あたり同一学歴は同一給与にある、その差を設けないのであるという御答弁でございましたが、今日の横路君の質問によりまして、大分提案者の企図しておられるところの意図が明瞭になつたわけでありました。それによりますといわゆる職域差を認めての立案であつて、従つて同じ学歴を持ち、同じ資格を持つておつても、学校の種別が違ふのであるから待遇が違ふ、こういう御趣旨でございますね。重ねて確認をいたしますが、それでよろしうございますか。

○赤城委員 職域の差を認めておるといふことは御指摘の通りでございます。同一学歴につきましては昨日も申し上げましたように、初任給等の点につきまして、同一学歴のために差等はつけないが途中におきまして、職域の差を認めておるから、免許証をとつたとき等におきまして一号上る、こういうこととでございます。

○櫻井委員 先ほどの御答弁ではそうではないので、同じ免許状を持つておつても中学に勤めている場合と、高等学校に勤めている場合とは、はつきり待遇に違いがあるのだと、こういうふうにあなたは御説明になつたと思ひますが、それでよろしうございますか。

○赤城委員 職域差を認めますから、その点は御指摘の通りでございます。

○櫻井委員 そうしますと結局公務員の

の給与を決定するところの要素、これが六つございまして、職域差はこの中のどれに当りますようか。

○赤城委員 六つを、ひとつ条文か何かで御指摘を願ひます。

○櫻井委員 第四条にございまして。

○赤城委員 「職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境」ということとでございますか。

○櫻井委員 そうです。

○赤城委員 これがそのどれをとるかといふのはつきりした——これだからといふわけには行きませんが、こういうものを総合して考えた上でありまして、主として先ほどから繰返して申し上げておられますように、高等学校においては高等普通教育の上に専門教育をするといふことでありますから、この六つのどれに該当するといふことはつきりとは言へませんが、そういうことから負担が重い。いろいろほかの方へ話が飛ぶかもしれませんが、同じく学校を出て高等学校で二級免許証をとつても、三年間かつて十五単位とあるといふようなことだけでも相当な負担である、また高等学校を教えて行く上において、より以上の能力といひますか、そういうものが加重された、こういうことから見ていられるのでありまして、この六つのどれに該当するかといふことでありますならば、それを総合しての結論だといふことを申し上げるほかはないのであります。

○櫻井委員 そうするとこの条件の中のどれという特別のものでなく、六つを総合した判定の上に立つておる、こういうわけでございますか。しかれば教育といふものの目的というものはさう

いう一つの知識の高低、知識が高いか幅を広くするかと、こういうことだけによつて判定されるかどうか、いわゆる中学校の先生より高等学校の先生は多くの知識を必要とする、こういうことだけでその判定が可能であるかどうか。

○赤城委員 多くの知識といふことでなくて、多くの知識を得るための負担といひますか、そういうことに考えておられますので、単に多くの知識を要するからといふ形式的でなく、教えて行く上における負担の度合い、こういうことに考えているわけでございます。

○櫻井委員 教えて行く負担の度合いといふことになりまして、これは非常に判定が困難です。教育の目標はこれは決して知識の切り売りではないのであります。

「委員長退席、田中(好)委員長長代理着席」

「教育は、人格の完成をめざし」といふことは、教育基本法の中に明確に規定してございます。そういうことになりまして、これは小学校の先生の方が度合いが低いとか、中学校の先生の方が高いとか、高等学校の先生はそれ以上高いとか、そういう判定はできがたいと思ひますが、その点はいかがですか。

○赤城委員 確かに御指摘の通りでありますけれども、やはりより以上専門教育という職域が附加されているといふことで負担が重い、こういうことに見ているのであります。その他「人格の完成」といふような目標については、かわりはないと思ひますが、要するに

先ほどからしばしば言つておられる通り、いわゆる知識を修得するに必要とした余分の努力、こういうものに對して考える、こういうわけでございますか。

○赤城委員 修得した知識というよりも、常にそういう知識を修得して行かなければならぬ努力、勤労度、こういうようなことを考えているわけでございます。

○櫻井委員 そうしますと、これはあくまでも私どもと見解の相違でありまして、あなたといつても論争しておつても水かけ論になりますので、それは別表の俸給表の方に入りますが、第一の表の十一級の五号、六号、これがいわゆる短期大学の教授でございますね。それから十一級の七、八、九がいわゆる大学院を置く大学の教授、ここに普通の大学では高等学校と比べまして二号俸、千五百円、それから大学院を置く大学では四千五百円の開きがある。さらに小学校と高等学校を比較しますと、十一級において三号俸四千五百円の開きがある。これが実際に適用になりますと、大学院を置かないところの大学の取扱いが、高等学校及び大学院を置く大学における取扱いと比べて、著しく不利ではないか。大学院及び高等学校においては三号俸の開きがある。普通の大学では二号俸の開きがある。この点はどういうふうにお考えになりますか。

○赤城委員 学校教育法におきまして、大学院を置く大学においては博士号を授与するといふようなことがあつて、大学院を置く大学は同じ大学でも区別をされておるような状況であります。また大学院を置くような大学の教

授には、相当国際的にもりつばな教授もいるし、そういう関係で大学院を置く大学の教授は、十一級の七号から九号まで上り得る余地を設けた方が現実に適しておる、こう考えましてこの俸給表を設けたわけでありまして。

○櫻井委員 大学院を置いておる大学と申しますと、これは御承知の通り昔のいわゆる総合大学、帝大といひますか、そういうのが多いのでございまして、その他に大学にはほとんど大学院が置いてない。これに差別的取扱ひをするといふことはこれらの大学の非常なる不満を買い、この俸給表の実施によつて、大学の中において非常な混乱が生ずるというふうにも私は考へるのであります。その点はどのようにお考えになりますか。

○赤城委員 大学には大学院を置くといふふうには、学校教育法に書かれておられますから、大学院を置く状況になれば、どの学校でも大学院を置かれた方がよいと思ひます。現実の問題としては、大学院を置いておる学校とない学校がございまして、これは昔の帝國大学ばかりでなく、現在十二です大学院を置いておる学校があるわけでありまして。こういう学校の教授は先ほど申し上げました通り、特に貴重なかかげのないような教授もおりますので、その点を重く見たのでありまして、それを重く見たからして、逆に大学院を置かない学校で、教授に對してそれをそまつにするといふようなことではありませぬので、この俸給表につきましても、その点はしんしやくしておるつもりでございます。

○櫻井委員 非常にさういふところ、この表の不備がございしますので、最

初から言つておられるように、たとえ
ばこの表については小中学校も、決して
優遇を考へていないのではない。やは
りこれは優遇してあるのだ。それから
高等学校、大学ともに優遇してある
というようなことを提案者の方では、
しばしば申されるのでありますが、同
じ優遇するにしましても、こういうふ
うな差別的待遇をもつて優遇なさる場
合には、せつかくの親心が全然無にな
るというのを私どもはおそれるので
あります。同じ子供にものをやるにし
ても、一人に一つやつて、他の一人に
三つやつた場合には、何にもやらない
方がよいような物議をかもして来る。
こういう点についてこの法律案は、起
案者の非常な教育尊重の御熱意にもか
かわらず、おそらくこれが実施された
場合には、日本の教育界に異常なる混
乱と紛糾がもたれることは明瞭でござ
います。この点についてあなた方は
一体どういうふうにお考えでございま
すか。

○赤城委員 櫻井さんの御指摘のよう
なことがないように、十分なる用意を
もちまして提案いたしましたのであります
ので、私どももいたしましては、私ど
ものできる最上の方法をもつて法案を
提出した次第であります。御注意の
点はなおよく頭にとどめておきたいと
思います。

○櫻井委員 私はそういうことが、異
常なる混乱紛糾をかもすということ
は、もう目に見えてゐるのです。そう
いう意味からこの起案者は、もう少し
おおらかな気持を持ちまして、論議す
べきことは十分論議を尽しまして――
これはただ国会だけの内部の問題では
ございません。日本の教育界がひとし

く、小中学校は小学校の立場から、中学
校は中学校の立場から、高等学校、大
学それらの立場から、この法案の成
立を見守つてゐるわけでありませう。そ
の意味から私どもは、こういう日本の
教員の給与体系を抜本的に改めるよう
な大きな法律案は、もう少しかすに時
をもつて、十分に輿論を聞いて――
昨日公聴会を開かれましたが、これは
私どもが申し出たところの二十人の参
考人のうちのわずか三人か四人しか採
用されてない。もちろん起案者の方で
も参考人の用意はあるであらうしまし
う。そういう人たちの意見を十分聞い
て、この法律の施行というのを考え
ねばならないと思つてあります。昨
日参考人としてお呼びしたのは、実に
この給与を受ける対象になるところの
教育だけであります。もう少しこの
表の実施によつて起るところの教育界
の混乱というのを考えるならば、こ
れは単に教員だけの問題でなく、国民
的問題であります。もう少し広く国民
の輿論を徴するといふようなお考えは
ないかどうか、この点をお聞きいたし
ます。

○赤城委員 これは提案者として私一
人が提案したわけではありませうの
で、今のことに對してお答えすること
は非常に困難であります。できる
だけ輿論を聞いたり、間違ひなきを期
したいといふことは、私個人としては
考へております。

○櫻井委員 あなたの御趣旨はよくわ
かりました。そういうふうには御努力願
いたい。これを実施する時期は何も九
月からといふふうにしてない。はつき
りこれは来年の一月一日から実施する
といふことをうたつてあるのでありま

す。しからばこれはあるいは次の国会
に出すという機会もある。この国会が
閉会せんとするまぎわにそのどきさ
にまぎれて、こういう重大な法案を一
方的に論議を尽くさず、多数決で押し
切つて行くといふことになりませうな
らば、おそらく国民の大多数は国会の審
議、国会というものを軽視するといふ
ような傾向が生じないかといふこと
を、私は国会議員としておそれる者の
一人であります。そういう意味から、
私はもう少し論議を尽し、修正すべき
妥協なる修正案があつたらそれを受入
れる、これだけの雅量をどうしても提
案者の皆さんに持つていただきたい。
この点についてあなたは提案者とし
て、さらに努力を重ねる用意があるか
どうか。

○赤城委員 御趣旨をよく考えまし
て、私一人でありませうから、それぞ
れの機関もありまうし、人もおりま
うので、そういう人々と話し合ひは
いたします。

○櫻井委員 私はこの技術的な内容に
ついては、まだ皆さんの質問を持つ
ております。しかし要は、私がた
だ申し上げました通り、非常に重大な
法案でございまして、これは日本の教育
界にとつて大きな法案です。従いま
して私はこの起案の代表者として説明し
ておられる赤城さんの苦心、連日やつ
ておられるあなたの御熱意に對して
は、衷心から敬意を表するものであり
ますが、そういう重要な法案でありま
すから、事の重大性にかんがみまして、
ぜひともそういう努力を払つていただ
きたい。これをもしもかりにそういう
論議を省略しまして、あなた方の三派
共同提案という多数決をもつて押し切

るというようなことがありましたら、
必ずや禍根を千年の後に残す重大なる
法案でありますから、この点のあなた
の努力を私は重ねて要望いたしまし
て、こまかい点の質問は明日に譲りた
いと思ひます。

○加賀田委員 私はきよう文部省関
係、文部大臣にも質問いたしたいと思
ひましたが、これは人事院との関連性
もありまうので、明日出席のときに質
問いたしたいと思ひます。今櫻井君へ
の答弁の中で、この提案は多数の者、
二十四名の方が提案されたといふので
ありますが、しかしながら提案理由の
説明並びに質問の矢面に立つておられ
る赤城さんとしては、この二十四名を
代表して答弁されたと思つております。
私
の質問もそういう意味で、単にはかの
二十三名の方に相談するといふような
ことではなくして、代表者として責任
をもつて御答へ願ひたいと思ひます。
まず昨日委員会でも、この法案は非常
に重大で、教育関係にも大きな影響を
及ぼすので、広く輿論を聞かなければ
ならぬといふ観点で、六名の参考人の
意見を聞いたわけでありませうけれど
も、提出者としてこれを単なる意見を
聞く会としてみなされてゐるのか、ある
いは輿論を聞き、重大なこの法案に對
する態度に、最終的な検討を加えなく
てはならないといふ程度の、非常に強
い意味をもつて考えられてゐるのかとい
ふことに對してお伺ひいたします。

○赤城委員 参考人の意見を聞きまし
て、参考人の意見のとるべきものがあ
ればこれはとるべきである、こういう
ようなことから参考人の意見を徴した
わけでございますので、単に聞き流す
といふことでありませう。しかしその

うちでとるべき意見あるは捨てるべ
き意見、いろいろ提案者の中にも考え
方が違ふと思ひます。それをまとめて
行かなければならぬと思ひますが、
現在の段階ではいろいろあれによつて
直さなくてはならぬといふようなこと
には、まだ行つていない状態でござい
ます。

○加賀田委員 六名の参考人の意見を
聞いて、なお本案が通過するように努
力しなくてはならないといふ考えだそ
うですが、六名の参考人の中で、いろ
いろ御意見がありました。賛成の方で
は、現在いわゆる日教組から離れて、
独自の組織を持つておる全高連の副委
員長の御意見は、非常に我田引水的に
自分と直接影響があるので、また明確
な線も出さずして、ただ複雑性と困難
性を抽象的に披瀝して賛成されまし
た。なお反対の方もありましたし、六
名のうちの範囲を考へてみますと、お
そらく反対のウエイトが非常に高いの
ではないかと思ひます。これは単なる
参考人という意味ではなくして、直接教育を
担当しておられる方の意見といふもの
は十分重く取入れられて、この法案に
對するところの審議の大きな資料にしな
ければいけないと思つております。そうい
う意味で特に伺ひたいのは、この
六名の個々の問題を別といたしまして
も、明確に反対された人と賛成された
人との間における違ひについて、提出
者としてどう考へられたかといふこと
に對して御説明願ひたいと思ひます。

○赤城委員 私個人としての考えを申
し上げますれば、全体的に見まして、
この法案の研究が足らなくて、研究未
熟のうちに意見を述べられたといふの
が、半分以上であつたやうな気がいた

します。半分くらいは相当研究をして来て意見を述べられた、こういうふうな私個人としては見ておるわけでございます。

〔田中(好)委員長代理退席、委員長着席〕

○加賀田委員 研究も時間的に困難であつたと思います。私もいろいろ質問いたしました、賛成の方も単に高等学校と中小学校との差は、複雑性と困難性に基いているから、当然三本建にすべきであつたという意見だつたと思ひます。しかしこの困難性と複雑性というものは、すでに中央の教育審議会においても、まだ明確な線が出ていないやうでございます。従つてこれは科学的な資料ではなくて、ただ個人の観念的な問題だということになると思ひます。従つてここに出された法案は、こうした観念的な問題を中心にして出されたのではないかとこの危惧を持つのであります、この点に対してひとつ御説明をお願いしたい。

○赤城委員 観念的と仰せられれば、そういうことになるかもしれませんが、やはり急にできたわけではありません、三、四年前から問題になつておりましたので、いろいろ研究しました結果、三本建がいいというふうな結論に達したのであります、これは先ほど申し上げましたように、現実において高等学校を教えて行く能力と中等学校を教えて行く能力というふうなことで、その能力をつけて行く上において努力、勤労度というものが非常に高い、こういうようなことが一つの結論的な問題になつておりますので、その結論に達するまでにはどういふ——これを科学的立場というにむずかしく

なりませんが、各方面からも研究をして、その結論に達したようなわけでございいます。

○加賀田委員 能力とかいろいろ、な問題に対してはすでに質問もあつたし、これはただ双方の見解の相違で論争になることだと思つたので、その点に対しては質問を避けたいと思ひますが、こういう状態の中で、過日の予算委員会を通過いたしました予算の中で、すでにこれらに対する予算措置がある程度なされておるといふことを聞いております。従つて予算といふものは、やはり既定の法案に基いて國家予算といふものが組まれて行くのが正しいと思つて、この法案が、あとから追つて現在衆議院で審議しているという形で、少し前後とんとんしているのじやないかと思ひます。こういう意味でもこうした予算がそういう状態の中で通過しないというふうな現象が起つた場合に、その予算措置とか、あるいはこれを通そうという下心の上に立つて、予算を盛り入れたというふうな問題が、どう処理されるかといふことをお聞きいたしたいのであります。

○赤城委員 実は予算が修正される前から、こういう研究を続けて来ておつたのであります、御指摘のように法律がなく、予算を使うといふことはでき得ないと思つたのです。提案者の間でもいろいろ、そういう研究もいたしまし、法律を出さぬでも予算が出せるのではないかといふような考え方もありましたが、結論をいたしまして、給与に關する予算が法律に基かずして出せるというところはでき得ないといふことになりまして、今まで続けておつた

給与の研究を法律化する、こういうことになつて法律を提案したわけであります。従つてこの法律が不成立になるといふことになりませんが、この法律に基いた分の予算は支出ができませんかと思ひます。しかしこれに基かずして何らかの意味におきまして出せるような予算でありませうならば、その分は別途にまた出す方法もあるかと思ひますが、この法律に盛り込まれることに對しては、法律が通過いたしませんければ予算の支出はできない、こういうような見解を持つております。

○加賀田委員 それに關連いたしまして、この法案の中で、もしこの法案が通過いたしますと、附則第二に記載してあるように、大学においては四級から十級、高等学校においては四級から九級の職務に属するものが、いわゆる「新俸給月額欄の額の直近上位の額」に對応するといふことになつております。こういう形でこれが通過いたしますと、すぐそういう処置がとられて、ある程度の金額がその職員に充たされ、と思ひますが、そういういたしますと、現在の中で特に大学と高等学校の職員に、これが充たされるわけですから、この充たされる人数は大学と高等学校で大体どれくらいあるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○赤城委員 国立学校でいいますと、現在の級数十三級、新級の十級ですが、この人数が二千二百人、それから十級まで行きますと三千三百人、十一級で三千三百人、十級で三千三百人、九級で三千五百人、八級で三千七百人、七級で三千三百人、こういう数になつております。それから公立学校で該当人員が六万六千四百人、それから公立

大学で該当人員が約三千六百九十人、こういうふうな人数になります。

○加賀田委員 そういたしますと、大體人数がわかつておりますが、それに必要な総金額はどのくらいになりますか。

○赤城委員 総金額が約二億二千万円くらいになるわけでございます。

○加賀田委員 これは今申し上げた附則第二に基いて支出すると二億二千万円になるわけですか。

○横路委員 ちよつと關連して提案者にお尋ねしますが、今の数字ですね。実は十七日の予算委員会において改進黨、自由黨、もう一つの鳩山自由黨、この三派の共同修正案の中で、平衡交付金を五十億増額したわけですが、その五十億の説明にあつた、公立高等学校職員に關しては、給与法の一部改正によつて、三億六千万円、こういう説明があつた。そうすると今の二億二千万円といふのと一億四千百万円も数字が違ふ。これはもちろん提案したの改進黨の河本君ですから、改進黨の方でも聞かなければ三億六千万円の数字をどうしてはいたかわかりませんが、あまりにもどうも数字が違ふ。今日も地方行政委員会、この五十億の平衡交付金の増額のうちの分については、三億六千万円であるといふ同様の答弁をされておる。今の二億二千万円とはあまりにもどうも数字が違ふのでふに落ちないのです。その点間違ひないでございませうか。

○赤城委員 三億六千万円の中には私の聞いておるところによれば、こういうふうな三本建にする経費と、もう一つは先ほど横路さんがいろいろ御指摘になつたやうですが、中等学校等にお

きまして、大学なんかを出まして、中等学校に勤務しておる人々、こういう人々の俗に言うところの随分といふ、そういう言葉があるやうですが、そういうものの何らかの方法で阻止しなければならぬ、こういう額を含めてのやうに私は聞いております。それでその額は三億六千万円、こういうふうには聞いておるのであります。

○横路委員 今のお話では総額三億六千万円のうち、この附則の第二項の適用によつて二億二千万円、そうすると残り一億四千百万円、相当な数字です。この一億四千百万円が先ほど私が提案者の方に御質問申し上げました、いわゆる同じ学歴、同一勤続年数、同じ免許状を有しておる者に關する随分増額といひますか、随分増額された方に対する是正が一億四千百万円ということになれば、二億二千万円にわたる附則の第二項を、わざ／＼設けておるものならば、やはり一億四千百万円にわたるものといふゆる随分増額の修正といふものは、これは全然附則にもうたわぬ、法の改正の中にも出て来ないといふことで、ちよつと私目見当でも多過ぎはしないかと思つたのでございしますが、この点重ねて給与局長にお尋ねします。今提案者の方から一億四千百万円、これは実は提案者の方が一億四千百万円と言つておるわけではないのです、私の聞いておるところでは予算委員会の説明では、明確に三億六千万円と言つております。附則の第二項の適用で二億二千万円になる。先ほどあなたのお聞きの中學校に關する不当な随分増額したものに對する適用が、一億四千百万円だけ、是正するといふことになれば、これは當然何か法の改正を必要とするもので

はないかと思うのですが、給与局長のお考えはどうでございますでしょうか。

○濫本説明員 予算の問題等になつて参りますと、わたくし詳細に承知してないわけでありまして、その問題につきまして何とも申し上げかねるわけでございます。

○横路委員 そうでございますか、関連してなんです、実は附則の第五項のところはこれは私提案者の方にお聞きしたいのですが、「附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により、職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。」提案者の方は、実はこうなつておるのです。本年から小学校、中学校義務教育学校職員につきましては、いわゆる義務教育費国庫負担法の第二項に基きまして、小学校、中学校の職員に關しては、現在受けていた給与の実際支出額の二分の一を国が支払うと、きめられたのであります。従つて、御承知のように、不成立予算の場合には、いわゆる義務教育費国庫負担金として、全額国庫負担金という意味で、九百二十億を算定いたしました。その場合の基礎になる小学校、中学校の給与総額というものは、共済組合等の金を入れて千五百五十億であつたわけでございます。ところが実際にいわゆる義務教育学校職員法案が流れまして、義務教育費国庫負担法が施行されるようになりましてから、小学校、中学校の給与に關しましては、文部省で査定した結果千七百七十億がその根本であるということになつたわけですから、従つて義務教育費国庫負担法の

第二項によりまして、小学校、中学校の現に受けておる、現に国が認めたものは実際の支出額の二分の一というところで、現在支払つておる額の二分の一という規定をしたわけですから、ところが高等学校は義務教育の職員でございせんから、従つてこの附則の第二項をこのまま適用することになると、現在の俸給は決していわゆる改正前の法律及びこれに基づく人事院規則その他の規程より、はるかに上まわつたものであります。もしも附則の第五項をこのまま適用することになれば、高等学校の職員に關しては、全部現在もらつておる号俸を、いわゆる二十三年一月一日からの二千九百二十四ベース、それから六千三百四十四ベース、七千九百四十四ベースというように、元へもどつて全部これをしなればならぬ、こういうことになつておるのです。その点に關しては、この附則の第五項をお定めになつた場合に、小学校、中学校のいわゆる義務教育の職員に對しては、実際に支払つておる額の二分の一というものが、国庫負担法の建前になつておりますから、従つて小学校、中学校と高等学校の切りかえでは現に違つて来るわけなんです。この点は現に附則の第五項でどのように配慮なさつておるか。もしもこの通りの法律案でやるといふならば、高等学校の職員は今日、一人当たり千円なり千五百円前られて、その上に立つての号俸の切りかえということになるのは明らかであります。従つてこの点に關しては高等学校職員の優遇案であるといふこの三本建が、この附則の第五項では、はるかに減額されますが、その点

について、どのようにお考えになつておられますか、ひとつ見解をお聞かせ願ひたいのでございます。

○赤城委員 御承知の通り、この法律は国家公務員に對する法律でございます。地方公務員であるところの高等学校の他の人々につきましては、教育公務員特例法でしたかの二十何条かによりまして、国家公務員の例になつて、地方公共団体においても条例等によつて、それがきまつて行くわけでありまして、この法律案は先ほど申し上げました通り、国家公務員に對するだけでありますので、そういう段階を経て地方におきましてはそれと、処置される、こういうことにならうと考へております。

○横路委員 そうすると今のお話ではこれは国家公務員に關してのみ適用されるので、地方公務員に關しては適當に切りかえてやつてもいいということでございますが、私はこの国家公務員に關する適用の法律は、やはり地方公務員にもこれと同じように適用されるものである。もしもこれが地方公務員にも都道府県知事においてそれと適當に切りかえてもいいということになれば、附則につけられた二項等は都道府県知事の對象になつて、この基本がくずれてしまふ。私はやはり国家公務員に對するこの法律は、同時に地方公務員に對しても拘束するものだと思ふ。拘束しないといふことならば、今までやつた論議は、全然意味をなさないわけですから、しかし私は国家公務員に關する法律は地方公務員を拘束すると思ふので、そういう意味においてこの附則の第五項は問題になりますので、その点をお聞かせ願ひたい。

○赤城委員 これは国家公務員に對する法律でありますので、直接には地方公務員には適用がありませんが、先ほど申し上げましたように、教育公務員特例法によりまして、国家公務員の例になつて、地方ではこれに準じて行ふということになつておりますので、結果においてはこれと同じような制度に、地方もかつて行くといふふうに考へております。

○横路委員 私はそれで開きして、この附則の第五項のところは、これは今日それと都道府県の教職員組合と、それと都道府県知事との間の団体交渉によりまして、決してこの改正前の法、それからこれに基づく人事院規則、こういうものでないことは、提案者も御存じの通りです。今日地方財政で一番問題になつておりますことは、国といたしましては、地方公務員教職員は、大体ならして昭和二十六年十月で三百四十八円、昨年の改正で七百九十四円、こう言いますけれども、現実には大体一人平均千円程度は高くなつておるんです。そこで附則の第五項で現在受けておるいわゆる職務の級、号俸及び俸給月額によつて、切りかえるということではなければならぬ。号俸及び俸給月額は改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程によつて定められたものでなければならぬ、こういうふうに規定してございまして、都道府県知事は、ああそうか、それなら高等学校は今度は非常に上るんだから、昭和二十三年一月一日にさかのぼつて国で定めた通りやつて、その点は初期の号俸にきりかえるということになると、これはおそろく千五百円も二千円も損するのではないかと。そうしますと附則第五項のこの点はどうもおかしいのではないかと。これはこういうのでなしに、現在受けておる職務の級、号俸及び俸給月額によつて切りかえなければならぬといふのでない、高等学校職員だけ不当に切下げられるおそれがございます。その点はどうですか。

○赤城委員 地方の学校の教職員の俸給が昨年あたり三百四、五十四、それから七百円になり、現在千円以上になつておるといふことは自治庁でも言つておられますが、しかしこれは的確な数字といふものはわからぬといふことを、私も聞いておるのであります。そういうふうにかりに国家公務員と違つておるといふことを要算に入れて、法律をつくるわけに行きませんので、大體今の特例法とかによつてやつておる、こういうふうな法律といふものは、つくらざるを得ない状況でありますので、これはそういう事実があるといひます。これは地方において相当勘案しなくてはならない問題だらうと思ひます。

○川島委員 それは人事委員会の専門員から答弁せしめよう。

○横路委員 それでは専門員には私から質問申し上げた上で、御答弁願ひたいと思ひます。

それはこういうことですが、ことしから義務教育費国庫負担法が通つて、小学校、中学校の教員に關しては実際の支出額の二分の一を払うということになつております。従つて文部省においても義務教育費の不正立予算のときに、義務教育学校職員法案を出した場合は算定基礎は千五百五十億で引いたわけですから、ところがそれが不成立に

なりまして義務教育費国庫負担法で実施になりましたが、その算定基礎を千七百七十億とふんだ。明らかに二十億の実際支出額の増加というものを認めなければなりません。従つて附則の第二項によりまして、この切りかえをするということは義務教育費国庫負担法の建前によつて、現在支給されている額によつて切りかえをするわけです。ところが高等学校職員にはそういう法律がないわけです。そこで先ほど提案者からお話がありましたように、現在までそれならば高等学校職員を含む地方公務員は、どういうふうになつておつたかというところ、昭和二十六年十月のときに三百四十八円高いといつて差引かれた、実際は都道府県知事は引いていない、それが昨年に至りますと大体七百九十四円程度高い、今日は千円ないし千二百円高い、その高いというやり方は昭和二十三年一月一日の二千九百二十四の職階制で法律第四六号、その次は三千七百円ベースで法律第九五号、六千三百円ベースで法律第九五号、七千九百円ベースで法律第九五号といふように法律でものさしをつくりまして、大学を出た者で勤続年数十年にわたる者は何ぼというように、びた／＼とこれを当てはめる、大学を出つ者の給与は何ぼ、こういうふうにして当てはめる、そしてそれをもとにして平衡交付金を算定している。ですからこの附則の第二項によつて当然その法律第九五号によつて当てはめられたものさしで切りかえるということになるから、現在の支払つてもらつてゐる俸給よりは千円ないし千二、三百円というのを一応定めて切りかえるということになると、非常に不当な切りかえにな

るじやないか、提出者の方では高等学校の職員を優遇すると言ひながら、実際にはかえつて優遇にならない案だ、五年から十年たつたら優遇になるかも知れないが、少くともここ二、三年は優遇にならない案が、この附則第二項の規定になる、従つてこの附則の第五項は従来の職務の級、号俸及び俸給月額に、現在支払ひを受けている額で切りかえなければならぬ、こういうふうにしてしまわなければ意味をなさないのではないかと私は言つてゐるのである。

○安倍専門員 御指名によりまして御答弁申し上げます。この法律は今赤城委員が述べられました通り国家公務員たる国立の学校職員を対象としてつくられたものであります。地方の教員の給与につきましては教育公務員特例法の第二十五条の五によりまして、これに準ずるという規定になつてゐる。実際今御指摘のような事実があり、かつそれによつて不当な損失を招くようなことになりますれば、事きわめて重大でございますが、今申し上げたようにもと／＼国立学校教員の給与に準じて地方では条例により別にその措置をとらなければならぬ責任があるから、各県の条例によつて生じた問題は、各県で別に措置をやることになると思ひます。この法律の規則の規定につきましては、私タツチしてゐるわけでございます。私どもの、ちやうどこれをつくられましたときの御相談相手に、法制局においてゐる／＼折衝されておられた本田調査員が控えておりますから、その本田調査員が法制局等においてどういふことを考へてこの附則を整理されたか答弁させていただきます。

○本田調査員 そのような重大なる問題が起ることは、実は予想しておりませんでした。従前の改正法律の附則によりましてたとえ昭和二十六年法律第二百七十八号の附則の八項で同じような条文が出ております。それはあくまで国家公務員を対象にしておりまして、現実に地方公務員の方が、いつも平衡交付金の算定の問題になりますときに、地方公務員の方が高いとか安いとか、いろいろそういう事情を聞いておりますが、また切りかえにあたりまして、どのような形で切りかえを行つておるか、私その点はつきりいたしませんでしたが、法制局との打合せにおきましては、この附則のこういう条文を立てておかないと、その切りかえにあつていろいろ／＼な措置をされるに困るといふような考へから、こういう事項を設けられたものと考へておりますが、詳細はなお後ほど調べまして、お答えすることにいたしたいと存じます。

○川島委員長 横路君にもよつと申し上げますが、文部委員会が終つたわけでありまして、今の問題はまた……。

○横路委員 よろしゅうございます。

○赤城委員 ちよつと一点。とにかく地方の公務員のことについて、国家公務員の法律の中にうたうことができません。これは御承知だと思ひます。平衡交付金の問題になつておりますから、これは国家公務員の方の建前からできておりますから、その点御了解願へればけっこうであります。

○川島委員長 本日はこの程度にとめまして、明日は午前十時から開会することになりましたし、本日はこれにて散会いたします。

なお引続いて文部委員会との連合審査会を続行しますから御了承願ひます。

午後六時七分散会